

デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会

# デジタル化と地方自治の意義

2021年10月29日（金）

原田大樹（京都大学）



# はじめにーデジタル化で起こること

## 行政手続の電子化・デジタル化

紙ベースから電子ベースへ  
情報の移動・結合

## クラウド化

システムの標準化  
決定プログラムの共通化

## 人工知能の利用

全自動による行政決定  
機械学習

## ロボット技術

対人サービス提供のロボット化

## 行政資源

少ない人的リソースによる決定  
ロボット技術による低コストの執行

## 決定の受容可能性

中央制御の地域的決定  
他者決定の性格

## 決定の合理性

大量データによる合理的決定  
地域特殊性を考慮したデータ投入



# 1. 行政資源の観点

事務配分論

## 地方分権改革

国と地方の役割分担論  
国が担うべき事務への資源確保

## システム標準化

情報管理のクラウドへの移行  
→地方公共団体にとっての「重要な決定」

## デジタル化後の正当化根拠

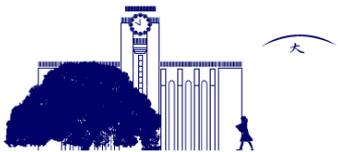
AI・ロボット化できない対人サービス  
への対応

資源リザーブの場  
(非平時への対応)

(憲法84/94条：財政分離)

## 個人情報保護制度

情報管理制度としての整合性  
(情報公開制度・行政調査との関係)



## 2. 決定の受容可能性の観点

団体自治

### 地方分権改革

「地域における事務」の実施  
行政上の事務の調整・統合  
(総合行政主体)

### システム標準化

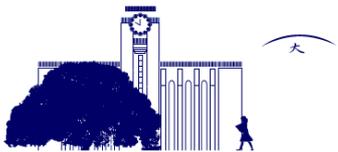
地方公共団体の関与可能性  
→組織・手続の工夫, 動的な過程  
手続違反に対する法的救済ルートの設定

### デジタル化後の正当化根拠

物理的空間を共有する人的組織  
(物理的存在としての人間)  
統治機構から住民団体へ?  
(地域自治組織・地縁的団体)  
  
(憲法前文・94条: 権力分立)

### 個人情報保護制度

条例制定権の保障 (枠組法)  
実体的な共通ルール化から手続的な共通ルール化へ  
個人情報保護委員会による関与の制限



# 3. 決定の合理性の観点

住民自治

## 地方分権改革

事務配分における市町村優先  
政策実験・政策伝播

## システム標準化

標準化の対象：政策的・実体的基準との区別  
自動化決定からの逸脱可能性保障

## デジタル化後の正当化根拠

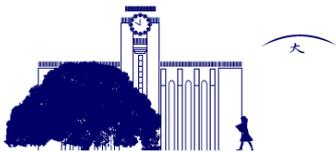
国家による政策形成・実施の  
機能不全への対処（代替過程）

複数の政策形成・実施過程の  
設定による多様性確保

（憲法93条2項：首長主義）

## 個人情報保護制度

広義の行政手続を形成：自律的決定の確保



# おわりに

- AI, ロボット技術のポジティブな側面  
人口減少社会への対応の技術的切り札, 住民自治の充実可能性
- 事務の「地域性」とAIによる事務処理能力  
標準化, 自動化処理の将来像の差異

## 参考文献

- 原田大樹「デジタル時代の地方自治の法的課題」地方自治884号（2021年）2-26頁
- 原田大樹「個人情報保護法改正と地方自治」自治総研516号（2021年）掲載予定
- 原田大樹「地方自治制度の持続可能性」法政研究（九州大学）87巻3号（2020年）883-914頁

